

※工事用水を使用する  
場合に提出すること。  
(工事用付専用栓  
または臨時栓)

## 記入例

(書式 5)

承認番号

—

# 工事用給水申込書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事用水に係る水道料金等支払者

住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

(フリガナ) サカイ タロウ

氏名 (社名・代表者名) 堺 太郎

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 (担当 ) )

今般、堺市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

(工事申込者 堺 太郎) において工事用水を必要としますので、  
指定給水装置工事事業者 ( 〇〇水道設備 ) を通じ、令和〇〇年 〇月〇〇日  
からの工事用の給水を申し込みます。また、申込みに当たり下記の事項について誓約しま  
す。

### 記

- 関係法令及び誓約事項に違反したとき並びに堺市水道事業給水条例、同条例施行規程等の堺市の関係例規に違反したとき等は、給水停止等の処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 当該給水装置は、工事用又は臨時用以外の目的には使用しません。
- 当該給水装置の使用完了後は、速やかに常用給水装置への切替え又は撤去を行います。
- 工事の着手から検査合格までの間の給水に係る水道料金は、納付期限までに責任を持って納付します。
- 水道料金の未納を理由として、給水停止等の処分を受けたとしても、一切異議を申し立てません。
- 水道料金に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。
- 汚水を公共下水道に排除する場合は、公共下水道の使用開始等の届出を行い、下水道使用料を納付期限までに責任を持って納付します。また、下水道使用料に関して、上下水道局から上記の工事申込者又は指定給水装置工事事業者を通じて問合せ、督促等があったとしても、一切異議を申し立てません。